

リハビリデイサービス泉
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
運営規定

戸塚共立リハビリデイサービス 泉

第1条 (事業の目的)

株式会社横浜メディカルケアが開設する戸塚共立リハビリデイサービスセンター 泉（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定認知症対応型通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 戸塚共立リハビリデイサービス 泉
- ② 所在地 横浜市泉区和泉中央北一丁目 40 番 40 号

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

生活相談員 2名（常勤兼務2名）

介護職員 8名（常勤兼務1名、非常勤7名）

機能訓練指導員 1名（非常勤専従1名）

従業者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日は通常営業。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。

② サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

第6条 (利用定員)

指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1 単位 12名 (通常規模)

第7条 (通所介護の内容と利用料等)

指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した費用については、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の費用は、30分あたり1,000円を徴収する。
- 4 食費は、昼食費用550円、おやつ費用100円を徴収する。
- 5 おむつ代は、実費を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条 (緊急時等における対応方法)

生活相談員等は、サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

第9条 (事故発生時の対応)

事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行なう。また、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

第10条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、横浜市泉区全域、戸塚区の一部(上矢部町、矢部町、汲沢5～6丁目、汲沢町、鳥が丘、深谷町、名瀬町)、瀬谷区の一部(下瀬谷1丁目)区域とする。

第11条 (サービスの利用に当たっての留意事項)

生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第12条 (非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

①事業継続計画(BCP)について

1. 非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
2. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

②大規模災害時のサービスの継続可否について

感染症の発生や大規模な自然災害(台風、大雨、洪水等)や、交通災害(道路の破損、工事等)が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性がある。有事においてはこちらの都合でサービスを一時中止する場合がある。有事の際の対応は当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じる。

第13条 (感染症対策)

1. 事業所は、感染症の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
2. 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組む。前述の災害時のBCP同様感染症対策の当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じる。

第14条 (ハラスメント対策)

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施。従業員から利用者、家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業員に対してのカスタマーハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応を行う。

*ハラスメント相談窓口は施設管理者及び常勤勤務者が対応するものとする。

第15条 (虐待の防止について)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
*担当者については原則施設管理者が行うものとする。

第16条 (身体拘束について)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者等に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第17条 (秘密保持)

従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。また、従業員が退職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第18条 (その他運営についての留意事項)

事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社横浜メディカルケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 9 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。